

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年6月9日

京都市長 門川大作

京都市規則第17号

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条の3第1項中「雑所得等の金額」の右に「，外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

別記様式（裏面）注意事項2中「組合員証」の右に「（電子資格確認（京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第2条各号に掲げる法律に規定する電子資格確認をいう。）による場合には，個人番号カード）」を加え，同注意事項8を同注意事項9とし，同注意事項7の次に次のように加える。

8 所得の状況により重度心身障害者医療費の支給を受けることができない場合があります。

附 則

（施行期日）

1 この規則は，公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市重度心身障害者医療費支給条例施行規則第3条の3の規定は，令和4年8月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し，同日前に受けた医療に係る医療費については，なお従前の例による。

（経過措置）

3 従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用することができる。

（保健福祉局障害保健福祉推進室）